

人衛第9690号
24.7.19

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

衛生監

特定緊急作業健康管理手帳事務取扱について（通知）

東京電力福島第一原子力発電所において特定緊急作業に従事した者の健康管理について（防人衛第9689号。以下「特定緊急作業通達」という。）第3項第2号イに基づき、別添の通り、特定緊急作業健康管理手帳事務取扱について定めたので遺漏無く実施されたい。

添付書類：特定緊急作業健康管理手帳事務取扱

特定緊急作業健康管理手帳事務取扱

1 手帳の交付

事務取扱者は、特定緊急作業健康管理手帳（以下「手帳」という。）の交付申請があった場合には、以下の手順で交付の手続を行うものとする。

(1) 申請書の審査

事務取扱者は、申請書の内容に誤りがないか確認するとともに、手帳交付要件を満たすかどうか、書面による審査を行うものとする。

(2) 手帳の作成等

事務取扱者は、手帳の交付要件を満たす者について、以下の手順により手帳の作成、交付及び台帳の作成等を行うものとする。

ア 手帳の作成及び交付

前号の審査の結果、交付要件を満たしているものについては、順序を経て防衛大臣の承認を得たうえで、手帳の様式に申請者の氏名等の所要事項を記入して手帳を作成し、申請者に交付するものとする。

イ 台帳及び交付簿の作成

特定緊急作業健康管理手帳台帳（以下「台帳」という。）及び特定緊急作業健康管理手帳交付簿（以下「交付簿」という。）を作成するものとする。手帳の番号は一連番号とするものとする。

(3) 手帳の交付の際の措置

事務取扱者は、手帳を交付する際に、申請者に対し、以下の説明等を行うものとする。

ア 健康診断

第4項に規定する健康診断の対象となる申請者（手帳の区分が「50ミリシーベルト超100ミリシーベルト以下」及び「100ミリシーベルト超」の者）に対し、所定の健康診断を受診するよう勧奨するとともに、実施時期、実施場所、費用負担、その他当該健康診断の受診に必要な事項を説明するものとする。

イ 保健指導及び健康相談

全ての申請者に対し、第5項に規定する所定の保健指導及び健康相談（以下「保健指導等」という。）を申請者が求める場合に利用できることを説明するとともに、実施時期、実施場所、費用負担、その他当該保健指導等の実施に必要な事項を説明するものとする。

(4) 交付非該当の際の措置

審査の結果、交付要件を満たさないことにより手帳の交付を行わない場合には、事務取扱者はその旨を申請者に対し書面により通知するものとする。

2 再交付申請等関係

事務取扱者は、手帳の再交付申請があった場合には、以下の手順で再交付の手続を行うものとする。

(1) 申請書の審査

事務取扱者は、再交付の理由が手帳の損傷の場合にあっては、特定緊急作業健康管理手帳再交付申請書に、損傷した手帳が添付されていることを確認するものとする。

(2) 手帳の再作成等

手帳の番号は旧番号とし、前項第2号の規定に準じて作成するものとする。また、交付簿の備考欄に再交付年月日を付記するものとする。

(3) 手帳の再交付の際の措置

事務取扱者は、手帳を再交付する際に申請者に対し、以後手帳を滅失又は損傷することのないよう注意喚起するとともに、再交付の理由が手帳の滅失の場合にあっては、滅失した手帳を発見したときは速やかに返還するよう併せて注意喚起するものとする。

3 手帳の記載欄の満了に伴う措置

手帳の記載欄が満了した旨の申出があった場合には、事務取扱者は、当該者から当該手帳を一旦回収し、以下の手順により新しい手帳と合本した手帳を作成の上、当該者に返還するものとする。

この際、現在の手帳の裏表紙と新しい手帳の表表紙を固定し、合本するものとし、新しい手帳には、第1頁目の氏名、性別、生年月日及び住所を記入するものとする

4 健康診断

(1) 健康診断の実施場所

事務取扱者は、当該手帳所持者が必要とする健診項目を適切に実施することが可能な医療機関（以下「健診医療機関」という。）において健康診断を実施するものとする。なお、事務取扱者は、手帳所持者との調整により、当該手帳所持者の健康診断を担当する健診医療機関をあらかじめ

じめ指定するものとする。

(2) 健康診断の実施時期

手帳所持者に対する健康診断は、事務取扱者と健診医療機関との調整により適切な時期を定め、実施するものとする。

(3) 健康診断の方法

ア 手帳所持者に対する健康診断は、現役の特定緊急作業従事職員に対する健康診断と同様の内容により実施するものとし、具体的には、特定緊急作業通達第2項第1号及び第2号の例によるものとする。

イ 事務取扱者は、健康管理訓令第18条の2第1項の規定に基づき交付された健康管理手帳を併せて所持する手帳所持者（以下「複数手帳所持者」という。）の健康診断については、できる限り同じ健診医療機関において同時に実施するよう配慮するものとする。

(4) 健康診断後の措置

事務取扱者は、健康診断を実施する健診医療機関との調整により、当該健診医療機関において以下の健康診断後の措置が適切になされるよう調整するものとする。

ア 健康管理手帳の所定の欄に、行った健康診断の全ての結果等を明瞭に記載する。

イ 健康診断の結果により、再検査又は追加検査を行う必要が認められた手帳所持者に対し、健診担当医により、所見の説明等の必要事項の説明を行う。

ウ 手帳所持者ががん等の重度の疾病に罹患している可能性があり、健康診断項目の範囲を超えた精密検査等を行う必要が認められた場合には、健診担当医が、その精密検査等の必要性及び当該精密検査等は手帳による健康診断の範囲外であることを手帳所持者に説明の上、本人の了解を得た上で、保険診療による精密検査等の実施又は他の医療機関の紹介等適切な措置を講ずる。

5 保健指導等

(1) 保健指導等の実施場所

事務取扱者は、以下の医務室、病院その他の部隊等（以下「医務室等」という。）において保健指導等を実施するものとする。なお、事務取扱者は、手帳所持者との調整により、当該手帳所持者の保健指導等を担当する医務室等をあらかじめ指定するとともに、当該医務室等に対しその旨を連絡するものとする。

- ア 自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（防衛庁訓令第33号）第1条に規定する医務室
 - イ 防衛省庁舎医務室に関する訓令（防衛庁訓令第14号）に規定する防衛省庁舎医務室
 - ウ 自衛隊中央病院
 - エ 自衛隊地区病院
 - オ その他、保健指導等を実施することのできる態勢にある部隊等
- (2) 保健指導等の実施時期
- 手帳所持者に対する保健指導等は、当該手帳所持者からの求めに応じ、随時実施するものとする。
- (3) 保健指導等の方法
- 手帳所持者に対する保健指導等は、現役の特定緊急作業従事職員に対する保健指導等と同様の内容により実施するものとし、具体的には、特定緊急作業通達第2項第3号の例によるものとする。
- (4) 保健指導等後の措置
- 事務取扱者は、保健指導等を実施する医務室等との調整により、当該医務室等において以下の保健指導等後の措置が適切になされるよう調整するものとする。
- ア 健康管理手帳の所定の欄に、保健指導等を行った旨を記載する。
 - イ 保健指導等の結果により、医療を受ける必要が認められた手帳所持者に対し、その医療の必要性及び当該医療は手帳による保健指導等の範囲外であることを手帳所持者に説明の上、本人の了解を得た上で、保険診療による医療の実施又は他の医療機関の紹介等適切な措置を講ずる。

6 健康記録の管理

(1) 特定緊急作業健康記録簿の作成

手帳所持者の保健指導等を担当する医務室等の担当者は、担当する手帳所持者ごとに、以下の健康記録により構成される記録簿（以下「特定緊急作業健康記録簿」という。）を作成するものとする。

- ア 手帳所持者に対し在職中に実施した健康診断及び保健指導等の結果の記録又はその写し
- イ 手帳所持者に対し離職後に実施した第4項に規定する健康診断及び前項に規定する保健指導等の結果の記録（様式は特定緊急作業通達別紙様式第1に準ずる）

ウ その他手帳所持者の健康管理のために必要な記録

(2) 手帳所持者が任意に提出した健康記録の取扱い

手帳所持者が、以下に掲げる健康記録を任意に提出した場合、特定緊急作業健康記録簿において一括して管理するものとする。

ア 手帳所持者が離職後に受けた被ばく線量の記録

イ 手帳所持者が離職後に任意で受診した健康診断の記録

(3) その他

手帳所持者の保健指導等を担当する医務室等が変更となった場合には、新たな医務室等に特定緊急作業健康記録簿を引き継ぐものとする。

7 特定緊急作業従事者の健康管理の情報の集約

手帳所持者の健康管理の情報の集約は、特定緊急作業通達第4項により実施するものとする。

8 その他

特定緊急作業通達第5項第1号の趣旨は、手帳所持者に対し離職後も引き続き健康診断及び保健指導等を実施している間、在職中に実施した健康診断及び保健指導等の結果の記録は廃棄せず引き続き管理する旨を定めているものであり、適切に対応するものとする。

なお、離職後ただちに手帳の交付申請を行わない特定緊急作業従事者についても、当面の間、当該者に在職中に実施した健康診断及び保健指導等の結果の記録は廃棄せず引き続き管理するものとする。